

## 令和3年度自動車騒音の常時監視結果等について

騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視は法定受託事務であり、処理基準に基づき、原則として 2 車線以上の車線を有する道路(市町村道にあつては、原則として 4 車線以上の区間に限る。)に面する地域で、住居等が存在する地域を監視地域とし、自動車騒音常時監視マニュアルに基づき、道路交通センサス(5 年に 1 回見直しあり)の評価区間(道路構造・交通条件等から道路交通騒音の影響が一定とみなせる区間に分割したもの)ごとに、道路端から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、概ね 5 年ごとに、面的評価の方法により行っています。

面的評価とは、道路に面する地域において、環境基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握することにより、その地域における環境基準達成状況を評価するもので、具体的には、騒音測定、交通量調査、道路や建物の状況の調査を行い、そのデータを基に、評価システムを使用して道路沿道の建物における騒音状況を演算し、環境基準達成状況を評価します。

なお、住居等とは、住居、学校、病院及びこれに類するものをいいます。

### 1 自動車騒音の常時監視結果について

#### (1) 自動車騒音に係る環境基準達成状況の面的評価結果

令和 3 年度は、「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づき、29 区間について調査し、自動車騒音の面的評価は 130 区間について行いました。

自動車騒音の面的評価結果は表 1 のとおりです。

表 1 自動車騒音の面的評価結果

(単位 戸数:戸、割合:%)

	評価区間	項目	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
			①+②+③+④	①	②	③	④
全 体 (ア)+(イ)	410 km	戸数	53,487	50,137	235	560	2,555
		割合	—	93.7	0.4	1.0	4.8
近接空間 (ア)		戸数	23,014	20,227	216	363	2,208
		割合	—	87.9	0.9	1.6	9.6
非近接空間 (イ)		戸数	30,473	29,910	19	197	347
		割合	—	98.2	0.1	0.6	1.1

※ 「近接空間」とは、幹線交通を担う道路に近接する空間をいい、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

- ・「非近接空間」とは、50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所をいう。
- ・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）及び自動車専用道路をいう。
- ・基準値は、騒音に係る環境基準による。
- ・住居等とは、住居・学校・病院及びこれに類するものをいう。

## (2)自動車騒音の測定結果

自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため測定を行っています。

令和3年度は、10地点で騒音測定を行いました。測定結果は、表2のとおりであり、一般国道10号の2地点及び一般国道225号の1地点において環境基準を超過しました。

また、一般国道10号の1地点においては、夜間の要請限度も超過しました。

表2 自動車騒音測定結果

等価騒音レベル（単位：デシベル）

測定地点	時間帯	昼間(6~22時)		夜間(22~6時)		都市計画用途地域
		測定値	要請限度 環境基準	測定値	要請限度 環境基準	
一般国道10号 (吉野町)		75	○ 75 × 70	71	× 70 × 65	一 住
一般国道10号 (柳町)		74	○ 75 × 70	69	○ 70 × 65	近 商
一般国道225号 (和田一丁目)		69	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	近 商
一般国道225号 (宇宿三丁目)		72	○ 75 × 70	66	○ 70 × 65	近 商
鹿児島吉田線 (吉野町)		70	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	二 中
指宿鹿児島インター線 (山田町)		70	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	な し
平田橋武線 (薬師一丁目)		65	○ 75 ○ 70	57	○ 70 ○ 65	準 住
中央通線 (新町)		61	○ 75 ○ 70	50	○ 70 ○ 65	商 業
パース通線 (樋之口町)		64	○ 75 ○ 70	56	○ 70 ○ 65	商 業
高麗本通線 (荒田二丁目)		70	○ 75 ○ 70	65	○ 70 ○ 65	準 住

(備考) 基準値欄の上段は要請限度、下段は環境基準のそれぞれ評価及び基準値を示す。

評価は、基準値と比較して、達成を○で、非達成を×でそれぞれ示す。

## 2 一般地域の環境騒音測定結果について

一般地域の環境騒音の状況を把握するため、令和3年度は10地点で騒音測定を実施しました。測定結果は表3のとおりであり、宇宿三丁目において昼間および夜間の測定値が環境基準を超過した他は、環境基準を下回っていました。

**表3 一般環境騒音測定結果**

等価騒音レベル（単位：デシベル）

番号	測定地点	地域	測定値 (等価騒音レベル)		環境基準		用途地域
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	吉野町	A	52	37	○ 55	○ 45	一 低
2	西伊敷一丁目	A	45	40	○ 55	○ 45	一 低
3	玉里団地二丁目	A	55	41	○ 55	○ 45	一 低
4	上竜尾町	A	46	33	○ 55	○ 45	一 低
5	星ヶ峯五丁目	A	42	30	○ 55	○ 45	一 低
6	桜ヶ丘一丁目	A	44	33	○ 55	○ 45	一 低
7	宇宿三丁目	B	56	47	× 55	× 45	一 住
8	谷山中央六丁目	A	55	42	○ 55	○ 45	一 低
9	坂之上一丁目	A	47	39	○ 55	○ 45	一 低
10	上谷口町	A	47	35	○ 55	○ 45	一 中

(備考) 1 評価は、基準値に比較して、達成を○で、非達成を×でそれぞれ示す。

2 A、B及びC地域の区分は知事が定めた次の区域をいう。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なし：用途地域未指定（基準はB地域を準用）

# 騒音に係る環境基準及び自動車騒音の要請限度について(抜粋)

## 1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として定められています。

### (1)一般地域の環境基準(等価騒音レベル)(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

※ A、B及びC地域の区分は知事が定めた次の区域をいう。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

### (2)道路に面する地域の環境基準の特例(等価騒音レベル)

(単位:デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

## 2 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法に基づくもので、自動車騒音がこの限度をこえていることにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長が県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や速度制限、道路の管理などを要請することができる限度を定めたものです。

### (3)幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例(等価騒音レベル)(単位:デシベル)

幹線交通を担う道路に近接する区域	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
	75	70

注)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m